千葉県立保健医療大学防災規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県立保健医療大学危機管理規則（以下「危機管理規則」という。）第１２条の規定に基づく千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）における防災に関し必要な事項は、消防法(昭和２３年法律第１８６号)及びその他法令に定めるもののほか、この規程に定めるものとする。

（目的）

第２条　この規程は、本学における火災、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）を予防し、人命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減及び復旧を図ることを目的とする。

(学長等の責務)

第３条　学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、防災を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　学部長は、学長を補佐し、防災の推進に努めなければならない。

３　学部、各学科・専攻、図書館、事務局（以下「部局等」という。）の長は、当該部局等における防災の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の防災を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

４　事務局長は、防災に関する事務を処理する。

５　教職員は、防災意識を持って、その職務の遂行にあたる。

６　本学の教職員、学生及びその他許可を得て本学の施設を利用する者は、この規程の定めるところにより、協力して事態に対処しなければならない

第２章　組織及び業務等

（防災計画等の審議）

第４条　防災管理業務の適正な運営を図るため、危機管理規則第５条第１項に規定する危機管理委員会（以下「委員会」という。）で、次に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 防災計画の作成に関する事項

(2) 防災設備の設置及び充実に関する事項

(3) 防災教育及び防災訓練に関する事項

(4) その他防災に関する事項

（委員会の構成・運営等）

第５条　委員会の構成・運営等は、千葉県立保健医療大学危機管理委員会規程（以下「危機管理委員会規程」という。）第５条から第８条のとおりとする。

（災害対策本部の設置）
第６条　学長は、災害発生時又は災害発生が予測され特に必要があると認めたときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、本部長となるものとする。なお、本部長に事故あるときは、副学長が本部長を代行する。
２　本部は、原則として事務局に設置するものとし、事務局に置くことができない場合は、状況に応じて安全な場所に設置する。
３　本部の構成等は、次のとおりとする。
(1) 本部長は、学長をもって充て、本部の業務を総括する。
(2) 副本部長は、副学長をもって充て、本部長を補佐する。
(3) 本部員は、本部長が指名する部局等の長及び教職員をもって充てる。
(4) 本部員には、必要に応じて関係する者を加えることができる。
４　本部の事務は、企画運営課が主管し、事務局から関係する者を指名し参画させる。
５　本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、学長があらかじめ定めるとともに、教職員に周知しておくものとする。
６　本部は、本部長による危機の終息宣言をもって解散とする。
（本部の業務）
第７条　本部は、次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 災害に係る情報の収集及び分析に関すること。
(2) 災害に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
(3) 災害に係る教職員及び学生等への情報提供に関すること。
(4) 災害に係る関係機関との連絡調整に関すること。
(5) 災害に係る報道機関への情報提供に関すること。
(6) 部局等の災害対策本部との連携に関すること。
(7) その他災害への対応について、必要な事項に関すること。
（防火管理者）
第８条　本学に、消防法第８条に定める防火管理者を置く。
２　防火管理者は、所定の資格を有する者のうちから学長が任命する。
３　防火管理者は、学長の命を受け、教職員及び学生に対し、この規程に定める事項の周知徹底を図るとともに、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 消防計画の作成及び変更
(2) 消火、通報及び避難の訓練の実施
(3) 消防用設備等の点検及び維持管理
(4) その他防災上必要な事項
（火元責任者）
第９条　日常における災害予防を図るため、防火管理者のもとに、火元責任者を置く。
２　火元責任者は、千葉県立保健医療大学施設管理規程第３条に規定する室管理責任者とする。

３　火元責任者は、防火管理者の指導のもとに、次に掲げる業務を行う。
(1) 日常における火気使用設備器具等の火気管理及び安全確認
(2) 退庁時における火気の点検と安全確認
(3) その他室内外の火災等の予防

（自衛消防隊の組織等）

第１０条　本学に災害が発生した場合、又はおそれのある場合に被害を最小限度にとどめるため，本部に自衛消防隊を置く。

２　自衛消防隊の編成、任務は別表１のとおりとする。

第３章　防災教育及び防災訓練

（防災教育等の実施）

第１１条　学長は、防火管理者に、教職員及び学生に対し防災に関する必要な知識のかん養及び技術の向上を図るため、防災教育及び防災訓練を実施させるものとする。

（防災訓練）

第１２条　防火管理者は、次に掲げる事項について、防災訓練を年１回以上行うものとする。
(1) 消火に関する事項
(2) 救護及び救援に関する事項
(3) 施設、設備及び危険物の安全確認に関する事項
(4) 情報の収集及び伝達方法の確認に関する事項
(5) 避難誘導に関する事項
(6) その他防災上必要な事項

第４章　災害の予防対策等

（点検検査基準）

第１３条　防火管理者は、火気使用設備、消防用設備等の適正管理及び機能保持のため､企画運営課長及び学生支援課長(以下｢点検検査員｣という。)に点検検査を行わせるものとする。

２　点検検査員は、点検検査基準（別表２）により点検検査を実施し、速やかに防火管理者に報告するものとする。

（臨時の火気使用）

第１４条　通常火気を使用しない場所において臨時に火気を使用する者は、防火管理者の許可を受けなければならない。(別記様式１)

２　前項の許可を受けた者は、使用上の注意事項を守らなければならない。

第５章　応急対策

（災害緊急対策）

第１５条　本部長は、災害対策上緊急の必要があるときは、教育、研究等の業務の一時停止、緊急立入禁止区域の設定、避難命令等災害時における緊急対策等を決定する。

（避難等）

第１６条　学長は、災害発生時において教職員及び学生の生命・身体に重大な危険が及ぶと予想される場合は、これらの全部又は一部の者を避難させるものとする。

（応急措置）

第１７条　学長は、教職員及び学生の安否の確認を行うとともに、災害による行方不明者の発見、負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

２　学長は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を講ずるものとする。

（ライフラインの確保）

第１８条　学長は、災害が発生した場合は、電気、ガス、水道その他ライフラインの確保に努めるものとし、被害が生じた場合は、その早期復旧に努めるものとする。

附　則

１　この規程は、平成２３年６月２７日から施行する。

２　千葉県立保健医療大学防火管理規程(平成２１年４月１日制定)は、廃止する。

附　則

この規程は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

別表１−1（第 10 条関係）

自衛消防隊の編成及び任務

名　称　等	編　　成	人 員	任　　務
自衛消防隊長	学長が指名した者	1	消防隊の統括
副隊長	学長が指名した者	1	隊長を補佐し、隊長不在のときはその職務を行う
通報連絡班長	企画運営課長 （防火管理者）	1	消防機関、教職員等への通報・連絡調整
副班長	企画運営課職員	1	
消火班長	企画運営課職員	1	消火施設等による初期消火活動
副班長	栄養学科教員	1	
班員	看護学科教員 2、栄養学科、歯科衛生学科教員各１ 企画運営課職員	4 1	
避難誘導班長	学生委員長	1	教職員・学生等の避難誘導
副班長	看護学科教員 2、栄養学科、歯科衛生学科教員各１	4	人員の確認
班員	看護学科教員 2、看護学科を除く各学科専攻教員各 1 歯科診療所教員 学生支援課職員	6 1 1	
警備救護班長	企画運営課職員	1	大学内外の警備
副班長	看護学科教員	1	負傷者の救出、応急救護
班員	看護学科教員 栄養学科、歯科衛生学科教員各１ 企画運営課職員 2、学生支援課職員 1	5 2 3	
搬出班長	学生支援課長	1	非常持出
副班長	学生支援課職員	1	
班員	看護学科教員 2、栄養学科、歯科衛生学科教員各１ 企画運営課･学生支援課職員各１	4 2	
		４４	

別表１-2（第 10 条関係）

自衛消防隊の編成及び任務（仁戸名キャンパス）

名　称　等	編　　成	人員	任　　務
自衛消防隊長	学長が指名した者	1	消防隊の統括
副隊長	学長が指名した者	1	隊長を補佐し、隊長不在のときはその職務を行う
通報連絡班長	リハビリテーション学科長が指名したもの	1	消防機関、教職員等への通報・連絡調整
班員	リハビリテーション学科長が指名したもの	1	
消火班長	リハビリテーション学科長が指名したもの	1	消火施設等による初期消火活動
班員	理学・作業専攻教員各１名	2	
避難誘導班長	リハビリテーション学科長が指名したもの	1	教職員・学生等の避難誘導
班員	理学・作業専攻教員各１名　図書館員１名	3	
警備救護班長	リハビリテーション学科長が指名したもの	1	大学内外の警備
班員	理学・作業専攻教員各１名	2	
搬出班長	リハビリテーション学科長が指名したもの	1	非常持出
班員	理学・作業専攻教員各１名	2	
計		１７	

別表２（第１３条第２項関係）

点検基準表

区　　分		点　検　内　容	回　　数
自主点検	整備清掃状況	全般（屋内外）	週１回以上
	火気使用状況	機械器具及びその管理状況	月１回以上
	電気設備	全般	月１回以上
	危険物施設	全般	月１回以上
消防用施設等点検	消火設備	外観･機能	６ヶ月１回以上
	避難警報設備	総合	１年１回以上
	排煙設備		

別記様式１

臨時火気使用願

年　　月　　日

千葉県立保健医療大学防火管理者　様

使用責任者

下記のとおり使用したいので、御許可くださるようお願いします。

記

１　使用目的

２　使用日時

３　使用場所

４　使用器具等

５　使用人員